



# 三重県公報

平成29年3月3日（金）

第 2882 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>公 安 委 規 則</b>			
1	三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則	( 公 安 委 員 会 )	2
<b>告 示</b>			
130	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	( 障 が い 福 祉 課 )	2
131	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	( 同 )	2
132	有害な興行の指定	( 少 子 化 対 策 課 )	2
133	中型まき網漁業の許可又は起業の認可をする船舶の統数の最高限度及び申請期間	( 水 産 資 源 課 )	3
134	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	3
135	同伴	( 同 )	4
136	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	5
<b>公 安 委 告 示</b>			
26	指定講習機関からの変更の届出	( 公 安 委 員 会 )	5
27	運転免許取得者教育の認定に関する規則の規定に基づく認定教育実施者の変更の届出	( 同 )	6
<b>公 告</b>			
	農用地利用配分計画の認可の申請があった旨及びその縦覧	( 担 い 手 支 援 課 )	6
	換地処分を行った旨の届出	( 農 地 調 整 課 )	6
	三重県指定希少野生動植物種の指定の案の縦覧	( み どり 共 生 推 進 課 )	7
	平成29年度前期技能検定の実施	( 雇 用 対 策 課 )	11
	平成29年度技能検定（随時実施）の実施	( 同 )	12
<b>正 誤</b>			
	平成29年1月24日付け三重県公報第2871号	( 治 山 林 道 課 )	14

**公安委規則**

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成二十九年三月三日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

**三重県公安委員会規則第一号**

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成十八年三重県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合」を「租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第九十二条第二項に規定する特例基準割合」に改める。

第二号様式裏及び第七号様式裏中「（ただし、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%を加算した割合又は年7.25%のいずれか低い方の割合となります。）」を「又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する特例基準割合のいずれか低い方の割合」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この公安委員会規則（以下「規則」という。）による改正後の三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則附則第二項の規定は、この規則の施行の日以後に納付命令が発せられた延滞金について適用し、同日前に納付命令が発せられた延滞金については、なお従前の例による。

**告 示**

**三重県告示第130号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定しました。  
平成29年3月3日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5	浦田 康久	心臓機能障害
ほりいクリニック希中央	名張市希中央5番町35番地	中田 徹	じん臓機能障害
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永5450番の132	橋本 清	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
桑名東医療センター	桑名市寿町3丁目11番地	大村 崇	心臓機能障害

**三重県告示第131号**

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

平成29年3月3日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名
四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町10番8号	馬場 卓也

**三重県告示第132号**

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第11条第1項の規定により、有害な興行として次

のとおり指定しました。

平成 29 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指定理由
11	映画	野獣の性欲Ⅱ 淫らに美しく	新東宝映画	平成 29 年 3 月 3 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
12	映画	来訪者X 痴女遊戯	オーピー映画		
13	映画	結婚前夜 やさしく挿れて	オーピー映画		
14	映画	ぐしょ濡れ女神は今日もイク!	オーピー映画		

**三重県告示第 133 号**

三重県漁業調整規則（昭和 41 年三重県規則第 21 号）第 9 条第 2 項（第 22 条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 26 条第 3 項の規定に基づく中型まき網漁業の許可又は起業の認可をする漁業種類ごとの船舶の統数の最高限度及び申請期間は、次のとおりとします。

平成 29 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 漁業種類ごとの船舶の統数の最高限度

- (1) かつお・まぐろまき網漁業 5 統
- (2) 外海火光利用あぐり網漁業 13 統
- (3) 外海火光利用夏あぐり網漁業 13 統
- (4) 伊勢湾口火光利用あぐり網漁業 4 統
- (5) 伊勢湾口火光利用夏あぐり網漁業 1 統
- (6) いわしあぐり網漁業 7 統

2 申請期間

平成 29 年 3 月 6 日から同月 13 日まで

**三重県告示第 134 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A コープうれしの店  
松阪市嬉野中川新町四丁目 156 番地

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	松阪市嬉野中川町 20 街区 0-1 ほか 4 区画
変更後	松阪市嬉野中川新町四丁目 156 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

	名 称	住 所	代表者の氏名
変更前	一志東部農業協同組合	松阪市嬉野権現前町 464 番地の 5	金児 守男
変更後	一志東部農業協同組合	松阪市嬉野権現前町 464 番地の 5	市川 峰男

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

	名 称	住 所	代表者の氏名
ア	三重農協食品株式会社	松阪市市場庄町 1361 番地	西廣 眞明
イ	有限会社コーシャン	津市一色町 208 番地	河野 吉彦

(変更後)

	名 称	住 所	代表者の氏名
ア	株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田 1 丁目 51 番 1 号	岩重 正志
イ	ファッションハウス ワイズ	津市一志町みのりヶ丘 115-12	太田 陽三

3 変更年月日

- 2(1) 平成 18 年 9 月 30 日  
2(2) 平成 26 年 6 月 21 日  
2(3)ア 平成 28 年 6 月 29 日  
2(3)イ 平成 26 年 12 月 1 日

4 変更理由

- 2(1) 住所地名及び地番の変更のため  
2(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため  
2(2)ア 小売業を行う者の合併に伴う名称、住所及び代表者の変更のため  
2(2)イ 小売業を行う者の退店及び新規出店のため

5 届出の日

平成 28 年 12 月 1 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 3 月 3 日から同年 7 月 3 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 135 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J A 松阪黒部総合センター  
松阪市東黒部町天神 1 番地

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

	名 称	住 所	代表者の氏名
変更前	松阪農業協同組合	松阪市豊原町 1043 番地の 1	田中 峰雄
変更後	松阪農業協同組合	松阪市豊原町 1043 番地の 1	西原 久雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

	名 称	住 所	代表者の氏名
ア	松阪農業協同組合	松阪市豊原町 1043 番地の 1	田中 峰雄
イ	三重農協食品株式会社	松阪市市場庄町 1361 番地	西廣 眞明
ウ	清水釣具店	松阪市愛宕町一丁目 72	清水 正

(変更後)

	名 称	住 所	代表者の氏名
ア	松阪農業協同組合	松阪市豊原町 1043 番地の 1	西原 久雄
イ	株式会社エーコープ近畿	大阪府高槻市番田 1 丁目 51 番 1 号	岩重 正志
ウ	株式会社千手	伊勢市曾祢一丁目 687 番地	松浦 真一

## 3 変更年月日

- 2(1) 平成 27 年 6 月 27 日  
 2(2)ア 平成 27 年 6 月 27 日  
 2(2)イ 平成 28 年 6 月 29 日  
 2(2)ウ 平成 21 年 4 月 1 日

## 4 変更理由

- 2(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため  
 2(2)ア 小売業を行う者の代表者の変更のため  
 2(2)イ 小売業を行う者の合併に伴う名称、住所及び代表者の変更のため  
 2(2)ウ 小売業を行う者の退店及び新規出店のため

## 5 届出の日

平成 28 年 12 月 1 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 3 月 3 日から同年 7 月 3 日まで  
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 136 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による変更の届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ生桑店  
 四日市市生桑町字桑花 154-1 ほか 20 筆

## 2 四日市市から聴取した意見

意見なし

## 3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 3 月 3 日から同年 4 月 3 日まで  
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 公安委告示

## 三重県公安委員会告示第 26 号

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関

から変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年3月3日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更後	変更前
有限会社名張自動車学校 名張市西原町 2463 番地 中 島 康 介	有限会社名張自動車学校 名張市西原町 2463 番地 中 島 滋 泰

### 三重県公安委員会告示第 27 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年3月3日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更後	変更前
有限会社名張自動車学校 名張市西原町 2463 番地 中 島 康 介	有限会社名張自動車学校 名張市西原町 2463 番地 中 島 滋 泰

## 公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成29年3月3日

三重県知事 鈴 木 英 敬

### 1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中村 高之	津市白山町二本木 3507-6	津市白山町二本木くずれ 4910 ほか 3 筆
農事組合法人 南家城営農組合	津市白山町南家城 2502-2	津市白山町南家城家野 2278
有限会社 キセキファーム三重	松阪市肥留町 377	津市香良洲町八反田 796 ほか 1 筆
農業屋ファーム株式会社	松阪市岡山町 130	津市香良洲町八反田 865
農事組合法人 星の郷	松阪市星合町 513-4	松阪市星合町字大松原 2122 ほか 3 筆
瀬古 博文	南牟婁郡御浜町下市木 4048-3	南牟婁郡御浜町下市木中平美 2241 ほか 1 筆
中村 充典	南牟婁郡御浜町阿田和 70 グリーン ハイツ下田 4 号室	南牟婁郡御浜町下市木大和田 1027 ほか 1 筆
檜作 文彦	南牟婁郡御浜町下市木 4773	南牟婁郡御浜町下市木中平美 2230-1

### 2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

#### (2) 縦覧期間

平成29年3月3日から同月16日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、いなべ市から換地処分（市営土地改良総合整備事業 梅戸北地区第2換地区）を行った旨の届出がありました。

平成 29 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県自然環境保全条例（平成 15 年三重県条例第 2 号。以下「条例」といいます。）第 18 条第 1 項の規定により三重県指定希少野生動植物種の指定をしたいので、同条第 5 項の規定により、次のとおり指定に係る指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針の案（以下「指定案」といいます。）を公告し、指定案を公衆の縦覧に供します。

なお、条例第 18 条第 6 項の規定により、当該指定案について、利害関係人は、知事に意見書を提出することができます。

平成 29 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定案

指定する種名	指定の理由	条例第 18 条第 3 項に規定する指針の案
ヒメタイコウチ	個体の主要な生息地が消滅しつつある種であり、特に保護する必要があるため	<p>1 種名 和名 ヒメタイコウチ（昆虫綱カメムシ目タイコウチ科） 学名 <i>Nepa hoffmanni</i></p> <p>2 概要 本州の静岡県から兵庫県、四国の香川県に分布する。体長 20mm 内外で、尾端に 3mm ほどの呼吸器官を持つ。産卵期は 4～6 月で 5 齢を経て 8～9 月頃に成虫になる。寿命は約 2 年。</p> <p>3 指定要件 県内における生息地面積が 40 平方 km 以下、生息地が過度に分断されており、個体数の継続的な減少が予測されることから、三重県自然環境保全条例施行規則（平成 15 年三重県規則第 37 号。以下「規則」という。）第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。」を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 三重県文化財保護条例（昭和 32 年三重県条例第 72 号）第 39 条第 1 項又は桑名市文化財保護条例（平成 16 年桑名市条例第 187 号）第 36 条第 1 項の規定による現状変更等の許可がされない場合 (2) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (3) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (4) 適切な飼養施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。 (1) 三重県文化財保護条例第 39 条第 1 項又は桑名市文化財保護条例第 36 条第 1 項の規定による現状変更等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
ギフチョウ	個体の主要な生息地が消滅しつつある種であり、特に保護する必要があるため	<p>1 種名 和名 ギフチョウ（昆虫綱チョウ目アゲハチョウ科） 学名 <i>Luehdorfia japonica</i></p> <p>2 概要 本州固有種、北限は秋田県。開張 50～60mm でアゲハチョウとしてはやや小型の種。年 1 回、春に発生する。</p> <p>3 指定要件 県内における既知生息地点数は 10 程度であるが、伊賀地域以外では長期間生息情報がなく、現存する生息地としては 5 地点以下、出現範囲は 500 平方キロメートル未満となる。減少傾向は著しく、最近 10 年間の生息地面積の減少率は 50% 以上となっている。このことは、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ハ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等が極度に減少していること。」を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりと</p>

		<p>する。</p> <p>(1) 名張市文化財保護条例（昭和 30 年名張市条例第 24 号）第 37 条第 1 項の規定による現状変更等の許可がされない場合</p> <p>(2) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合</p> <p>(3) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合</p> <p>(4) 適切な飼養施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名張市文化財保護条例第 37 条第 1 項の規定による現状変更等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
ネコギギ	<p>個体の主要な生息地が消滅しつつある種であり、特に保護する必要があるため</p>	<p>1 種名 和名 ネコギギ（条鰭綱ナマズ目ギギ科） 学名 <i>Tachysurus ichikawai</i></p> <p>2 概要 日本固有の淡水魚類であり、東海三県のみ分布している。これまでの最大体長はおおよそ 150mm で、寿命は自然河川で雄 5 歳、雌 7 歳までが推定されている。産卵期は 6 月下旬から 8 月上旬までで 7 月中旬に集中する。</p> <p>3 指定要件 県内における生息地面積が 10 平方 km 以下、生息地が 5 地点以下であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 125 条第 1 項の規定による現状変更等の許可がされない場合</p> <p>(2) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合</p> <p>(3) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合</p> <p>(4) 適切な飼養施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文化財保護法第 125 条第 1 項の規定による現状変更等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
ヒメムカゴシダ	<p>種の存続に支障を及ぼす程度に個体の数が著しく少ない種であり、特に保護する必要があるため</p>	<p>1 種名 和名 ヒメムカゴシダ（シダ植物コバノイシカグマ科） 学名 <i>Monachosorum arakii</i></p> <p>2 概要 日本固有種。葉身の長さ 70cm ほどになる常緑性シダ。中軸に大きな無性芽（むかご）が数個つく。</p> <p>3 指定要件 県内における生育個体数が 50 未満であると推定されていることから、規則第 19 条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合</p> <p>(2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合</p> <p>(3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
シデコブシ	<p>個体の主要な</p>	<p>1 種名</p>



	<p>生育地が消滅しつつある種であり、特に保護する必要があるため</p>	<p>和名 シデコブシ (被子植物双子葉類モクレン科) 学名 <i>Magnolia stellata</i></p> <p>2 概要 国内では三重、岐阜、愛知の3県にまたがる地域の固有種。落葉性の亜高木で、高さ3~8(15)m、花は3月下旬~4月上旬、白色または淡紅色。国内では東海三県の地域固有種。丘陵地の侵食の及んでいない小谷の底部に生育し、生育地は湧水に涵養された特異な立地にみられる。東海丘陵要素植物。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積が40平方km以下、生育地が過度に分断されており、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項(条例第20条第2項関係) 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 文化財保護法第125条第1項、三重県文化財保護条例第39条第1項、又は四日市市文化財保護条例(昭和28年四日市市条例第39号)第38条第1項の規定による現状変更等の許可がされない場合 (2) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (3) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (4) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外(条例第20条第6項第2号関係) 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。 (1) 文化財保護法第125条第1項、三重県文化財保護条例第39条第1項又は四日市市文化財保護条例第38条第1項の規定による現状変更等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査(規則第23条第2号) 規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
<p>ヒキノカサ</p>	<p>個体の主要な生育地が消滅しつつある種であり、特に保護する必要があるため</p>	<p>1 種名 和名 ヒキノカサ (被子植物双子葉類キンポウゲ科) 学名 <i>Ranunculus ternatus</i></p> <p>2 概要 河口周辺の湿地に自生する茎の高さ10~20cmの多年草。根元から数個の紡錘状の太った根と細い根ができる。花は黄色、花期は4~5月。生育地は河口部に多く、増水による長期間の水没があれば絶滅のおそれがある。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積が0.2平方km以下、生育地が5地点以下であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項(条例第20条第2項関係) 条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外(条例第20条第6項第2号関係) 条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査(規則第23条第2号) 規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
<p>アゼオトギリ</p>	<p>種の存続に支障を及ぼす程度に個体の数が著しく少ない種であり、特に保護する必要があるため</p>	<p>1 種名 和名 アゼオトギリ (被子植物双子葉類オトギリソウ科) 学名 <i>Hypericum oliganthum</i></p> <p>2 概要 日当たりのよい湿地に生える多年生草本。茎は叢生し、よく分岐する。葉は無柄でわずかに茎を抱く。葉の全面に明点が散在し、縁には黒点が密に並ぶ。花は直径10~13mmで黄色、花期は7~9月。</p> <p>3 指定要件 県内における生育個体数が50未満であると推定されていることから、規則第</p>

		<p>19 条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係）          条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合          (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合          (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係）          条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号）          規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合</p>
ヒメキカシグサ	<p>個体の主要な生育地が消滅しつつある種であり、特に保護する必要があるため</p>	<p>1 種名          和名 ヒメキカシグサ（被子植物双子葉類ミソハギ科）          学名 <i>Rotala elatinomorpha</i></p> <p>2 概要          水湿地に稀に生育する一年草。沈水状態で生育する。茎は地面を這い、枝は直立して高さ 4～7cm になる。葉は長さ 3～10mm、幅 1.5～4mm。</p> <p>3 指定要件          県内における生育地面積が 0.2 平方 km 以下、生育地が 1 地点以下であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、          イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。          ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係）          条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合          (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合          (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係）          条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号）          規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
フジワラサイコ	<p>種の存続に支障を及ぼす程度に個体の数が著しく少ない種であり、特に保護する必要があるため</p>	<p>1 種名          和名 フジワラサイコ（被子植物双子葉類セリ科）          学名 <i>Bupleurum quadriradiatum</i></p> <p>2 概要          三重県の固有種。石灰岩地の疎林内に生育する多年生草本。地上部は全体に繊細で葉も著しく細く、広いものでも幅 1.5cm 程度、基部はほとんど茎を抱かない。花期は 7 月。</p> <p>3 指定要件          県内における生育個体数が 50 未満であると推定されていることから、規則第 19 条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係）          条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合          (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合          (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係）          条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号）          規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
マイヅルテンナンショウ	<p>種の存続に支障を及ぼす程度に個体の数</p>	<p>1 種名          和名 マイヅルテンナンショウ（被子植物単子葉類サトイモ科）          学名 <i>Arisaema heterophyllum</i></p>

<p>が著しく少ない種であり、特に保護する必要があるため</p>	<p>2 概要 草原や河畔林などに生育する多年草。高さ 60～120cm で球茎に子球を形成する。葉は 1 個で、鳥足状に 17～21 枚の小葉をつける。</p> <p>3 指定要件 県内における生育個体数が 50 未満であると推定されていることから、規則第 19 条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
----------------------------------	--

- 2 指定案の縦覧場所  
津市広明町 13 番地 三重県農林水産部みどり共生推進課
- 3 指定案の縦覧期間  
平成 29 年 3 月 3 日（金）から同月 17 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
  - (1) 提出期間  
平成 29 年 3 月 3 日（金）から同月 17 日（金）まで
  - (2) 提出先  
〒514-8570 津市広明町 13 番地  
三重県農林水産部みどり共生推進課

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定試験の実施について次のとおり公示します。

平成 29 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 等級区分  
1 級、2 級、3 級及び単一等級（前期実施）
- 2 技能検定の実施職種、実施期日及び実施場所  
別表のとおり
- 3 技能検定試験の方法  
学科試験及び実技試験
- 4 受検手数料  
知事が定めた額
- 5 受検申請の手続
  - (1) 提出書類等
    - イ 技能検定受検申請書
    - ロ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
    - ハ 手数料
  - (2) 受付場所  
津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階  
三重県職業能力開発協会
  - (3) 受付期間  
平成 29 年 4 月 3 日（月）から同月 14 日（金）まで（土曜日及び日曜日は除きます。）受付を行います。  
また、郵送による場合は、平成 29 年 4 月 7 日（金）の消印のものまで受け付けます。
  - (4) 受検申請に関する注意
    - イ 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経

験が必要となります。

- ロ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会にて配布します。
- ハ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、別表に掲げる検  
定職種以外の検定職種（指定試験機関が実施する検定職種を除きます。）であっても受け付けます。
- ニ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
- ホ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しま  
せん。

6 その他

(1) 本公告に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

三重県職業能力開発協会  
電話 059-228-2732

(2) 実技試験の日程は、平成29年5月29日（月）以後、三重県職業能力開発協会から別途通知します。

(3) 実技試験において、受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。

(別表) 実施職種、実施期日及び実施場所

実施職種 (括弧内は作業名)	実施期日		実施場所
	学科試験	実技試験	
3級 園芸装飾(室内園芸装飾)、造園(造園工事)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造)、機械加工(普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御旋盤及びマシニングセンタ)、工場板金(曲げ板金)、仕上げ(機械組立仕上げ)、機械検査、電子機器組立て、建築大工(大工工事)及びフラワー装飾	平成29年 7月16日(日)	平成29年6月5日(月)から同年8月13日(日)までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日	三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対して別途通知する場所
(1) 1級及び2級 造園(造園工事)、金属熱処理(一般熱処理、浸炭・浸炭窒化・窒化処理及び高周波・炎熱処理)、金属プレス加工(金属プレス)、産業車両整備、プラスチック成形(圧縮成形及び射出成形)、とび、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事)、サッシ施工(ビル用サッシ施工)及び塗装(建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装) (2) 3級 金属熱処理(一般熱処理、浸炭・浸炭窒化・窒化処理及び高周波・炎熱処理) (3) 単一等級 産業洗浄(高圧洗浄)	平成29年 8月20日(日)	平成29年6月5日(月)から同年9月10日(日)までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日	
1級及び2級 機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタ)、鉄工(構造物鉄工)、めっき(電気めっき)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト)、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作(家具手加工)、建具製作(木製建具手加工)、左官、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事)及び広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ)	平成29年 8月27日(日)		
(1) 1級及び2級 園芸装飾(室内園芸装飾)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造)、放電加工(数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工)、建築板金(内外装板金及びダクト板金)、工場板金(曲げ板金)、仕上げ(治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削)、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て及び回転電機巻線製作)、石材施工(石張り)、タイル張り、表装(表具及び壁装)及びフラワー装飾 (2) 単一等級 塗料調色(調色)	平成29年 9月3日(日)		

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、技能検定試験の実施について次のとおり公示します。

平成 29 年 3 月 3 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 等級区分  
随時実施 3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級
- 2 技能検定試験の実施職種、実施期日及び実施場所  
別表のとおり
- 3 技能検定試験の方法  
学科試験及び実技試験
- 4 受検手数料  
知事が定めた額
- 5 受検申請の手続
  - (1) 提出書類等  
技能検定受検申請書
  - (2) 受付場所  
津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階  
三重県職業能力開発協会
  - (3) 受付期間  
原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の 30 日前までです。
  - (4) 受検申請に関する注意  
技能検定受検申請書の用紙は、三重県職業能力開発協会で作成します。
- 6 その他
  - (1) 本公告に関する問い合わせ先は、次のとおりです。  
三重県職業能力開発協会  
電話 059-228-2732
  - (2) 受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により試験を行わないことがあります。

(別表) 実施職種、実施期日及び実施場所

実施職種 (括弧内は作業名)	実施期日		実施場所
	学科試験	実技試験	
(1) 随時 3 級 さく井（パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造）、鍛造（ハンマ型鍛造）、機械加工（普通旋盤及びフライス盤）、金属プレス加工（金属プレス）、鉄工（構造物鉄工）、建築板金（ダクト板金）、工場板金（機械板金）、めっき（電気めっき及び溶融亜鉛めっき）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ）、機械検査、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト及びコールドチャンバダイカスト）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て及び回転電機巻線製作）、プリント配線板製造（プリント配線板設計及びプリント配線板製造）、冷凍空気調和機器施工、染色（織物・ニット浸染）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製）、紳士服製造（紳士既製服製造）、寝具製作、帆布製品製造、家具製作（家具手加工）、建具製作（木製建具手加工）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造）、印刷（オフセット印刷）、プラスチック成形（圧縮成形、射出成形及びブロー成形）、強化プラスチック成形（手積み積層成形）、石材施工（石材加工及び石張り）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造）、建築大工（大工工事）、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管（建築配管及びプラント配管）、型枠施工（型枠工事）、鉄筋施工（鉄筋組立て）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事）、防水施工（シーリング防水工事）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事）、熱絶	三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日	三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日	三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する場所

<p>緑施工（保温保冷工事）、サッシ施工（ビル用サッシ施工）、表装（壁装）、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装）及び工業包装</p> <p>(2) 基礎 1 級・2 級</p> <p>さく井（パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタ）、金属プレス加工（金属プレス）、鉄工（構造物鉄工）、建築板金（内外装板金及びダクト板金）、工場板金（機械板金）、めっき（電気めっき及び溶融亜鉛めっき）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ）、機械検査、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト及びコールドチャンバダイカスト）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作）、プリント配線板製造（プリント配線板設計及びプリント配線板製造）、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染及び織物・ニット浸染）、ニット製品製造（丸編みニット製造及び靴下製造）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製）、紳士服製造（紳士既製服製造）、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製（ワイシャツ製造）、家具製作（家具手加工）、建具製作（木製建具手加工）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造及び段ボール箱製造）、印刷（オフセット印刷）、製本、プラスチック成形（圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形）、強化プラスチック成形（手積み積層成形）、石材施工（石材加工及び石張り）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造）、建築大工（大工工事）、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管（建築配管及びプラント配管）、型枠施工（型枠工事）、鉄筋施工（鉄筋組立て）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事）、防水施工（シーリング防水工事）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事）、熱絶縁施工（保温保冷工事）、サッシ施工（ビル用サッシ施工）、ウエルポイント施工（ウエルポイント工事）、表装（壁装）、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装）及び工業包装</p>			
--	--	--	--

**正 誤**

平成 29 年 1 月 24 日付け三重県公報第 2871 号に登載しました、保安林の指定をする予定である旨の通知の告示中

ページ	行	誤	正
9	下から 12	字平石 1045	字平石 1045（次の図に示す部分に限る。）
10	1	「次のとおり」	「次の図」及び「次のとおり」
10	1	関係書類	図面及び関係書類

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---